

第3期 障がい者福祉計画事業評価シート(平成24年～26年度分)

事業名	事業内容等	目標(上段)と実績(下段)				評価・課題等
		区分	H24	H25	H26	
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	日常生活を営むことが困難な身体障がい者、支援が必要な精神障がい者、知的障がい者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。	サービス 給付時間	24,608	26,439	28,269	利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。市内提供事業所も増加しており、提供体制はとれている。
			21,575	19,932		
重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者に対して、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	サービス 給付時間	3,984	3,984	3,984	利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。サービスの特性上利用者は少ないが一人あたりの支給量は多いサービスである。
			3,105	3,045		
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要な障がい者に対して、社会生活上、外出することが必要な場合において、ガイドヘルパーを派遣し、外出先の手引き・案内を行い、障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行います。	サービス 給付時間	9,402	9,980	10,559	利用希望者に対して、市の支給基準の範囲においてサービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。児童においては放課後等デイサービスの利用者が増加したことから、行動援護の利用量が減少してきている。
			7,332	5,878		
同行援護	視覚障がいや有し行動上著しい困難がある障がい者が、社会生活上、外出する場合において、代筆や代読、移動時における視覚的情報の支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要な援助を行います。	サービス 給付時間	2,424	2,667	2,909	利用希望の視覚障がい者に対して、市の支給基準の範囲においてサービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。提供体制は取れている。
			1,616	1,878		
移動支援	障がい者に対して、社会生活上、安心して外出することが必要な場合において、ガイドヘルパーを派遣し、外出先の手引き・案内を行い、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行い、社会参加の促進に努めます。	サービス 給付時間	4,258	4,258	4,258	障がい者の社会参加のために市の支給基準の範囲において希望者に速やかにサービス支給をしている。
			8,198	8,874		
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。	サービス 給付日数	2,296	2,458	2,620	緊急的な対応ができるように、希望者には事前申請によりサービス支給をしている。平成26年度には新たに福祉センター施設内に主に身体障がい者を対象としてNPO法人「あけび」が事業所を開設した。
			2,173	1,570		
日中一時支援	主に知的障がい者に対して、一時的に介護困難な場合や、学齢児における長期休暇、放課後支援等を目的として、通所施設等において短時間見守り、保護を行います。	サービス 給付日数	14,999	16,490	17,981	法改正により放課後等デイサービス事業所が開設されたことから児童の利用を中心に利用が減っている。今後も継続して介護者等の緊急時に対応できるような支援体制作りは必要である。
			7,501	4,373		
重度障害者 等包括支援	常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的にを行います。	サービス 給付時間	0	0	0	対象者がいないため実績はなし。
			0	0		
児童発達支援事業	心身の発達に心配や不安がある在宅の障がい児等を、施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練等を提供していきます。	サービス 給付日数	15,184	17,030	17,953	母子保健事業との連携において、必要な児童に対して児童通所支援計画に基づき速やかなサービス支給をしている。市外事業所の利用を含め、利用における待機者はいない。
			16,001	16,588		

事業名	事業内容等	目標（上段）と実績（下段）			評価・課題等	
		区分	H 2 4	H 2 5		H 2 6
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事により、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。	サービス 給付日数	1,858	1,914	1,971	市内に事業所が開設され、必要な児童に対して児童通所支援計画に基づき速やかなサービス支給をしている。また、効果的な支援ができるよう学校との連携ができる体制作りを努めた。
			3,479	8,848		
療養介護	医療を要する常時介護障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において行われる機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。	サービス 給付日数	3,236	3,236	3,236	平成24年度から法改正により県から市へ移行したサービスである。サービスの特性上、利用対象者は限定されるが、重度の障がい者のためのサービスであり、必要な場合は医療機関等と連携し速やかにサービス支給をしている。
			3,622	3,399		
生活介護	常時介護を要する障がい者に対して、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。	サービス 給付日数	42,494	44,658	46,822	利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。しかし、市内事業所は定員超過状況になってきており、今後は市内外のサービス提供事業所の確保が必要である。
			41,358	42,145		
自立訓練	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を提供します。	サービス 給付日数 (機能訓練)	430	516	602	市内に事業所が無く利用対象者も限られるが、必要な場合は、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。
			301	583		
		サービス 給付日数 (生活訓練)	449	449	449	市内に事業所が無く利用対象者も限られるが、必要な場合は、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。
			654	1,301		
		サービス 給付日数 (宿泊型自立訓練)	151	151	151	市内に事業所が無く利用対象者も限られるが、必要な場合は、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。
			201	716		
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。	サービス 給付日数	6,157	7,129	8,101	市内外の事業所の利用により、利用実績は伸びている。利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。
			4,557	4,829		
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。	サービス 給付日数 (雇用型)	2,843	3,036	3,229	市内に提供事業所はないが、市外施設の提供事業所の増加に伴い、サービス提供体制が整ったために実績数値も増加した。
			4,029	4,814		
		サービス 給付日数 (非雇用型)	11,523	12,620	13,718	市内外施設の利用実績は微増している。利用希望者にはサービス等利用計画に基づき速やかにサービス支給をしている。
			12,073	12,268		
地域活動支援センター	障がい者の日中活動、社会参加、交流の場を確保するため、地域活動支援センターの充実に努めます。	利用人数	110	127	144	市内にⅠ型とⅢ型が1か所ずつある。また、希望により市外の施設の利用も可能である。利用希望者には事業所との調整のもと速やかにサービス支給している。
			97	93		

事業名	事業内容等	目標（上段）と実績（下段）			評価・課題等	
		区分	H 2 4	H 2 5		H 2 6
施設入所支援	在宅での生活が困難な障がい者が施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。	サービス 給付日数	26,380	26,062	25,744	施設入所者の地域移行によりケアホーム等に徐々に移行している。新規の
			24,177	22,034		
共同生活介護（ケアホーム）	障がい者が、地域の住宅等で共同で生活する形態において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。	サービス 給付日数	10,235	10,837	11,440	利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。しかし、市内事業所は定員超過状況になってきているため、今後は市内外のサービス提供事業所の確保が必要である。
			8,843	9,869		
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むに支障のない障がい者に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行い、障がい者の自立生活を助長することを図ります。	サービス 給付日数	730	730	730	サービス等利用計画に基づき必要なサービスは提供しているが利用者は少ない。平成26年度からは法改正により、共同生活介護と一本化された。
			730	686		
福祉ホーム	居住の場の確保が困難な障がい者に対し、地域生活を維持するために、5年から10年の中期的な入居施設として「福祉ホーム」による住居の提供を図ることにより、緊急時における安心感を付与するとともに、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。	サービス 給付日数	6,205	6,935	8,030	市内に1か所所有し、市外に2か所の利用がある。施設の受け入れ態勢が整えば、支援計画により速やかなサービス支給を行っている。
			5,110	5,840		
訪問入浴サービス	通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し在宅での入浴を行います。	サービス 給付日数	72	72	72	利用対象者が限定されるサービスで利用実績は少ない。利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整を行っている。
			38	0		
補装具費の支給	身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・修理にかかる費用を助成します。	サービス 給付日数	237	254	271	利用希望者からの申請に対し、迅速な支給決定に努めた。
			210	202		
日常生活用具の給付	在宅の主に重度身体障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等の障がい部位に応じた用具を給付します。	サービス 給付件数	1,475	1,557	1,639	利用希望者からの申請に対し、迅速な支給決定に努めた。
			1,634	1,673		
手話通訳者等の派遣	聴覚障がい者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣制度の充実に努めます。	手話通訳者 の派遣 件数	150	160	170	利用希望者からの申請に対し、迅速な派遣決定に努めた。
			216	197		
		要約筆記 奉仕員の 派遣件数	77	82	87	利用希望者からの申請に対し、迅速な派遣決定に努めた。
			39	42		
手話通訳者の配置	聴覚障がい者が、市役所を訪れ、窓口で各種手続きや相談を受けることに対応するため、庁舎内に専門の手話通訳者の配置に努めます。	通訳者数	—	—	—	福祉センターに手話通訳者を配置した。庁内には手話ができる窓口専用の職員の配置はしていないが、手話ができる一般職員との連携を図りながら、円滑な業務を運営するよう努めた。
			0	1		

事業名	事業内容等	目標（上段）と実績（下段）				評価・課題等
		区分	H24	H25	H26	
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する障がい者に対して、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画等を作成し、サービスの利用状況の検証や計画の見直し等を行います。	件数	648	1,224	1,944	平成24年から26年度の3か年ですべての障がい福祉サービス等の利用者に対して計画作成を行うこととされており、平成25年度から順次サービス等利用計画の作成が進んだ。市外に居住している利用者に対しての計画作成が進めにくい状況である。
			0	1,294		
地域移行支援	障がい者支援施設等の入所者や、精神病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他、地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	件数	90	108	126	平成24年から開始されたサービスであり、サービスの浸透度も少ない状況である。今後、障がい者の地域移行に向け、相談支援の質的・量的確保が必要である。
			0	3		
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。	件数	90	108	126	平成24年度25年度ともサービス支給実績はない。
			0	0		
盲導犬及び介助犬の貸与	重度の視覚障がい者や肢体不自由者に対して、盲導犬、介助犬を貸与することにより就労等社会参加活動を支援します。	申込件数	—	—	—	平成24年度25年度ともサービス支給実績はない。
			0	0		
位置情報提供システム事業	知的障がい者で徘徊の症状がある方に対し、GPS（位置情報システム）の位置検索専用端末を貸与し、行方不明時に対応します。	申込件数	—	—	3	知的障害者に対して、ここ数年、利用実績はない。
			0	0		
ファックス119事業	聴覚や音声機能等障がい者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXを用いて消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図ります。	申込件数	—	—	—	過去に生駒市聴覚障害者協会を通じて周知した経緯もあるが、新規の利用希望者は無かった。引き続き、事業の周知が必要と考える一方、携帯電話の普及とともに事業の必然性が薄れている可能性も考えられる。
			—	—		
身体障害者相談員の設置	身体障害者相談員を設置することにより、身体障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障がい者の地域活動の推進・関係機関の業務に対する協力等、身体障がい者の福祉の向上を図ります。	相談員数	—	—	—	平成25年度より、県事業から市の任意事業に移行したが、引き続き各種障害者団体等から推薦された代表者に委託し、相談支援事業の充実に努めた。
			7	7		
知的障害者相談員の設置	知的障害者相談員を設置することにより、知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、知的障がい者の福祉の向上を図ります。	相談員数	—	—	—	平成25年度より、県事業から市の任意事業に移行したが、引き続き各種障害者団体等から推薦された代表者に委託し、相談支援事業の充実に努めた。
			4	4		
生活支援センターの設置委託	障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を配置し、本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係各機関と連携した相談体制の充実を図ります。	設置箇所数	4	4	4	障がい特性に応じた相談が身近でできるよう、それぞれ障がい種別ごとの生活支援センターを4か所設置している。また、緊急時にも対応できる体制をとっている。生活支援センターによる相談件数は増加している。障がい者の相談窓口として生活支援センターの周知のためのPRの継続が必要である。
			4	4		